

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による未支給の療養補償給付、未支給の休業補償給付、遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「事業場」という。）に雇用され、リフト作業員として就労していた。
- 2 請求人によると、被災者は、平成〇年〇月頃から、事業場C班の班長Dから威圧的な態度を取られたり、無視をされたりし、その後、同年〇月〇日には胸元を掴まれ罵倒されたことから、自殺未遂を図ったという。被災者は、同年〇月〇日にE病院に受診し、「中等度うつ病エピソード」と診断され、翌〇日から休職を開始し、同年〇月〇日に復職するも、同年〇月〇日、路上に駐車した車の中で、練炭を焚いて自死した。死体検案書には、「直接死因：一酸化炭素中毒」、「死因の種類：自殺」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして未支給の療養補償給付、未支給の休業補償給付、遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無及び発病の時期については、決定書理由に説示するとおり、平成〇年〇月〇日にICD-10診断ガイドラインの「F32.1 中等症うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 被災者の本件疾病発病前6か月（以下「評価期間」という。）における業務による出来事について、以下検討する。

(4) 請求人は、被災者が本件疾病を発病し、自殺した原因となった出来事として、平成〇年〇月以降、Dから無視されたり、威圧的な態度を取られたりする中、同年〇月〇日に胸元を掴まれ罵倒されたことにある旨主張している

そこで検討すると、平成〇年〇月以降の被災者とDの関係について、Fは、「平成〇年〇月以降、被災者とDは話をしなくなった印象があるが、被災者がDを避けるようになったと感じた一方で、Dが被災者を無視したり、他の作業員と異なる態度で接していたりといった様子はなかった。」旨申述し、Gも、「平成〇年〇月か〇月頃から、被災者がDに寄り付かなくなった感じで、その様子は傍から見てもわかるものであった。」旨申述しており、親密であった被災者とDの関係が希薄になったことがうかがえる。しかしながら、その他一件記録において、事業場関係者の申述などを精査するも、決定書理由に説示する

とおり、平成〇年〇月以降、Dが被災者を見捨てたことや被災者に対して威圧的な態度を取ったことを明確に裏付ける資料は見いだせなかった。

もっとも、平成〇年〇月〇日に、被災者がDに胸元を掴まれ罵倒されたという主張については、H常務が、「Dから、被災者の胸元を掴んだ事実を確認した。また、Dは同僚に対し言い方がきつところがある。」旨申述し、また、D自身も、「同日、被災者と目が合ったが無視をされたので、無意識に被災者の胸元を掴み、『何でそんな態度をとるんだ。何かあったら言ってくれ。』と少し強い口調で言った。」旨申述している。さらに、Fは、「同日昼頃、Dが突然リフトから降りて被災者に近づき、『何で避ける必要があるのか。』ということをおおきな声で言っていた。倉庫の壁のせいで、様子がおはっきりわからなかったが、2から3分間、被災者とDが立ち話をしていた。」旨申述している。

上記各申述からすれば、同日、Dが被災者の胸元を掴み、強い口調で「なぜ、自分を避けるのか。」という趣旨の発言をしたという出来事があったことは事実であると認められる。

しかしながら、その他一件記録を精査するも、決定書理由に説示するとおり、①同出来事は数分間で終了したこと、②治療を要するような暴行には至らなかったこと、③被災者の人格や人間性を否定するような発言があった事実を具体的に確認できないこと、④その後も、このような出来事が執拗に繰り返された事実は確認できないこと等の諸点に鑑みると、当審査会としても、同出来事を「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に該当するとみて検討するも、その心理的負荷の総合評価は「中」であると判断する。

- (5) よって、業務と被災者の本件疾病の発病及び死亡との相当因果関係は認められないものと判断する。
- (6) ところで、請求人は、平成〇年〇月〇日、Dが、復職して間もない被災者に対し、荷物の置き場所について言い掛かりをつけてきた旨も主張しているが、同主張に係る出来事は、評価期間外(本件疾病発病後)の出来事であり、また、認定基準別表1に定められている特別な出来事に該当するものではないことから、上記判断を左右するものではない。
- (7) また、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。